

令和元年2月10日第1回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第2日）	
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春 2番 大 川 徹 也 3番 原 直 弘 4番 吉 田 豊 5番 田 中 静 雄 6番 原 田 希 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 寺 崎 太 彦 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 総務課副課長 坂 井 公 範 総務課総務係長 横 尾 幸 子 まち・ひと・しごと創生課長 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局係長 江 崎 智 恵

議事日程 令和2年2月10日 午後1時30分開会（開議）

日程第1 議案審議

議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

日程第2 議案第2号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

日程第3 討論・採決

午後1時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号

○議長（中山五雄君）

日程第1．議案審議。

議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

これから質疑を行います。

初めに、1月31日の原議員の質疑に関して執行部からの答弁を求めます。

○総務課副課長（坂井公範君）

失礼いたします。議案審議の項ではございますが、1月31日の議案一括上程の提案理由の
大要説明の際、議案第2号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第5号）に関する発言で、
870,450千円とすべきところを807,450千円としていました。正しくは870,450千円ござい
ます。総務課のほうで準備しました原稿に不備があり、誤った発言となってしまいました。
誠に申し訳ありませんでした。

それでは、議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、
1月31日の原議員からの質疑について、先に送付をさせていただいています正誤表について
御説明をさせていただきます。

それでは、まず正誤表の条例に関する正誤表のほうをお願いいたします。

訂正の内容につきましては、原議員指摘の部分のほかにも再度精査をしまして、訂正箇所、
ちょっと数か所増やしております。

まず、条例の第5条でございますが、第5条第1項第2号でございますけれども、誤りの
ほうで「第3第1項」と記載をしておりましたが、「条」という文字が抜けておりましたの
で、第2号につきましては、「第3条第1項第1号」というふうに訂正をさせていただいて
おります。

同じく条例の第6条でございますが、ちょっと表現の方法を見直しをしております、第6条の2行目でございますけれども、「更新する場合には」と記載をしておりましたが、こちらは、「更新する場合は」ということで訂正を加えさせていただいております。

続きまして、規則の正誤表を御覧ください。

規則の第4条でございます。誤りとしまして、「条例第6条第1項」と記載をしておりましたが、こちらにつきましては、「条例第2条第1項」と訂正をさせていただいております。

それから、4条の後段になりますけれども、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。」ということで、第1号から第4号までを規定をしておりましたが、こちらの文言については、条例の第7条第2項のほうに同様の記載がございますので、第1号から第4号を省きまして、「同条第2項の規定によるものとする。」ということで訂正をさせていただいております。

規則の正誤表2ページをお願いいたします。

規則の第5条でございますが、「条例第6条第4項」と記載しておりましたが、こちらについて正しくは、「条例第7条第4項」と訂正をさせていただいております。

それから、第6条から第8条につきましては、見出しの部分の御指摘がございまして、いずれも「条例」という文字を入れさせていただいております。第6条、第7条、第8条の見出しの頭のほうに、「条例」という文字を追加しております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

それでは、改めてスタート地点に立ったということで質疑をさせていただきます。

今回、議案上程の説明の中で、高度化、専門化する行政課題に対応するため、知識、経験等を有する人材を期間を限って採用することができる制度を導入するに当たり必要な事項を定めるものであるということで、この条例の提案理由を説明されておりますけど、今現在、上峰町が直面している、高度化、専門化する行政課題とは何なのか、お尋ねいたします。

○総務課副課長（坂井公範君）

高度化、専門化につきましては、本任期付条例の趣旨を説明したものでございます。

今現在、具体的にどういった職種というのはございませんけれども、12月議会の際もお諮りをしましたが、地方公務員法及び地方自治法の改正がございまして、会計年度任用職員の任用等ですね、関する制度化の明確化とかがなされまして、それに合わせて今回の任期付職員の条例についても整備を図ったところです。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今直面しているということで私表現しましたが、町として想定する業務というのもないのかどうか、お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

例えば、高度な専門性を持つものとして、例えば、大学に行きたいというふうな仮に職員がいたといたします。こうした方が専門性を身につけるため、休職をしながら、あるいは一旦退職をして、短期のですね、ここで言いますところの任期付短時間勤務職員として雇用することを法令上できますけれども、現時点ではこの条例が未整備のために雇用することができないというような状況が可能性として今後出てまいります。そうした案件が今も職員の任用について俎上に上がっているところです。

またもう一つ、可能性の議論ではありますけれども、職員の代替としての臨時的任用職員の雇用をしておりましたけれども、育休から復職した後、専門性の高い資格をお持ちの代替要員としての職員をどのように雇用するかを考えた上で、会計年度任用職員、あるいは任期付職員、あるいは扶養の関係とかも考慮しながら、任期付短時間勤務職員という雇用形態の模索をする上で多様な選択肢を残して職員さんが望む働き方に応じた雇用形態を探すべく、今回の働き改革の趣旨に沿いですね、本町だけがこうした条例が未整備のままでは、そうした人の雇用の可能性を奪うことになり、あるいは雇用したいんだけど、雇用されたいんだけど、雇用できないという環境をなくすために、こうした条例整備をしながら任用を検討していくということでございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

今、町長が説明されたものは、第4条の短時間勤務職員ということで理解しますが、今回、第2条と第3条、特に第2条は、特定任期付職員ということで、内容を見ますと、相当ちょっと高度な特別な職種みたいなので、こういったのも想定されているならば、こういった業務が上峰町に当てはまるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

先ほど総務副課長のほうから答弁ございましたように、私は任期付短時間勤務職員と任期付職員についても想定をして答弁をいたしたところでございます。

高度な専門性というものについては幅広くございます。本町においても、情報の個人情報、あるいは情報の管理をしていく上でも、以前、CIOを設置したらどうかという議論がございました。

これは一例として申し上げますけれども、情報管理、情報システムの在り方についてですね、しっかりとした指針を持つべく専門官を立てながら雇用をしたいという思いはありましたけれども、こうした条例が未整備のためにですね、今のところできてないと、雇用できて

ないという状況でございます。これは実際、必須のことではございませんでしたので、現在雇用をしてないという状況でございますが、一例として申し上げたところでございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

それでは、単純に、第4条の短時間勤務職員というのは近々で出てくる可能性も十分出るのかなと思っているんですけど、この第2条の特定任期付職員についてはですね、それでは、近々というか、例えば、来年度の雇用予定というか、そういうのがございましたら、ちょっとお尋ねしますが、なぜこういった質問をするかという、今回たまたま臨時議会で上げられたということは、工程を予想しますと、3月の定例議会に予算上がって4月から執行という歩みで来るのかなというのをちょっと私想定してたんですけど、今、町長の説明の中ではそういったものがちょっとなさそうな感じで答弁を受けましたので、その辺をですね、新たに来年度の予定等をちょっと念頭に置いてのここの上程だったかどうかのちょっと確認をいたしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

少し何か私の趣旨が伝わってなくて言葉足らずで申し訳ございません。

任期付職員、高度な能力をお持ちの任期付職員制度を残しておくことは目下緊急の課題だというふうに認識しております。

短時間にするか、任期付の職員として1年間の雇用でいくか、町職員の退職をしながら大学で学びたい、また、アドバイザーの資格を取りたいというような職員の声を受けて行っているものでございますので、4月1日よりその可能性を制度として担保をしていくことで任用していきたいという思いのために、この臨時議会で上程させていただいたところです。

これは私ここで申し上げてもいいのかもしれませんが、職員の人事、任用について、議会でこの条例整備の段階で申し上げることは控えさせていただくべきという趣旨からこのような言い回しをしております。

すなわち働き方改革、今、総務副課長申しましたように、会計年度任用職員制度を導入することに伴って、きめ細かく制度として雇い方について体制を整えるということが必要になっております。今まで曖昧な臨時職員、あるいは専門性の高い人の雇い方についてちゃんと整備をしていなかったために、求められる雇用の形というものが求める側も求められる側も、結局その体制がないことですね、できなかった状況がございますので、これらをしっかりと整えていくことが急務でありますし、可能性の議論を言い出せば、全ての職種を後ほどですね、この任期付の専門性の高い職種として該当する可能性があるものを答弁させていただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほど短時間、何度でも言いますけど、短時間勤務職員というのはちょっと頭の中で想定できるんですけど、先ほどですね、大学に行きたいから休職を取ってその代替ということでの話、ちょっと分かるんですけど、私が聞きたいのは、第2条の特定任期付職員ですね、ちょっと特別の特殊な職種みたいなので、それをですね、今現在想定されてあるのかどうかをちょっと確認したいということでちょっとお聞きしたんですけど、それについてお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

だから、先ほど申しましたように、鳥獣対策アドバイザーという高度な専門性もそれに当たると思いますし、今、私の記憶ベースでいきますと、弁護士、あるいは薬剤師等が今後必要になる場合に、今は委託契約を結んでおりますが、そうした方と雇用契約を結ぶ可能性もあるというふうに認識しております。

よって、今現在、この職種を雇うためにこの条例、この方を雇うためにこの条例を整備するということではございませんで、この条例があるからこそ雇い方について多様性が生まれ、そこで、このきめ細かな関わり方、町との関わり方に応じた雇用が生まれるというふうに認識していただきたいと申し上げてございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

以前ですね、説明をるるお聞きした中で、雇い上げる年数としては、3年を超えることがあり、5年以内ということが一応のめどとしているように説明を受けたと思いますが、じゃ、今回この条例に当てはまって職員さんを任用したときに、役場の職員定数関係についてはどのように関係してくるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務課副課長（坂井公範君）

今回御提案しています条例につきましては、まず、第2条第1項の任期付職員、それから、第2条第2項の任期付職員、それから、第3条の任期付職員、それから第4条ですね。4条につきましては短時間の任期付職員でございますが、2条及び3条の職員については定数内という形になります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

それでは、第7条の第3項ですけど、まず、任命権者は、特定任期付職員について、特別

の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、第2項の規定にかかわらず、町長の承認を得て、その月額を――それから後はちょっと読みませんが、まず、ここの第3項でうたっている「特別の事情」というのをちょっと説明をいただきたいと思います。

○総務課副課長（坂井公範君）

原議員の御質問でございますが、第7条第3項の特定任期付職員の給料表により難い特別の事情ということで答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、今現在ですね、第7条第2項第4号のほうで、「特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合」が4号給ということで1から4号給までを定めておりますが、それを超えるですね、例えば、極めて高度の専門性を有する者を極めて重要な業務に従事するポストに採用する場合等が該当することとなります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

ただいま第7条の第2項ということでの説明で、その4号ですね、特に高度のということで、また、極めてということで文言を説明いただいたんですけど、これに準じて、今、第2項において4つの区分に分けられておりますけど、単純に言葉が、1号はそのままで、1号プラス2号については、「困難な」ということで継ぎ足されて、3号においては、「特に困難な業務」と。4号については、一番初めの文言ですけど、「特に高度」な、今先ほど特別の事情というのは極めてということで説明がありましたけど、この区分を客観的に判断するのは難しいのかなと思うんですけど、その辺についてお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

これは全国の一般職の任期付職員の採用に係る条例を、県、あるいは各市町の条例等々、沿ってつくっているものですので、恐らくこの号については、それぞれの法令上の困難さ、また、特に困難さというものの定めがあるものと思います。

類推できることとすれば、例えば、原発立地自治体で、その処理についてのですね、非常に非常に高いアクシデントが起きた際の対処をする場合、そうしたことを専門性の高い方、知見を有する方を雇用する場合においては、困難な業務の中にも、特に困難な業務に従事するというものが想定できるわけではありますが、本町としてこの分類をですね、今現在何か誰か任用をすることを前提に、どれに当てはまるかということをちゃんと見比べているわけはありませんけれども、職員としては、こういった雇い方が他の自治体のように設けておりますので、これに沿ってですね、我々も条例整備しているというのが実態じゃないかというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

法令とかほかの市町は調べて同じような文言だったので、それを踏まえてですね、あえてこういった客観的な見方をするのかなということで質問を差し上げたわけなんです。それでお答えをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申しました災害時の雇用の仕方においても、専門的資格を持っている方を雇用する段階と、専門的資格を持っている方で非常に逼迫した状況で生命の危険がある中での業務をお願いする場合、それは雇用の形はきっと違うと思うので、一例をとということでしたので、例を示したところでございます。

もっと詳しく全ての類型を出す必要があるのであれば、また後ほど総務課のほうから答弁させたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

私がちょっと質問したいのは、類型があつてということじゃなくて、客観的に判断するためにどのように考えていますかという質問だったので、通常はその法令に基づいて、例えばですよ、そういう具体的なものがあればですね、そういったのに準じてということでの答えがあつて、それからちょっと聞こうかなと思ってたんですけど、すみません、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

これは、全ての働き方について申し上げることはここではできません、基本的な話として。やはりこの条文に沿って雇用をするわけですが、それは任用の裁量の話です。その裁量の中で、この1から4の類型に沿って任用されているかどうかは、適宜、その任用の段階でチェックを受けるものと思いますが、ここで1つ、先ほど私が繰り返し申し上げているのは、知識経験が専門性があるという方と、知識経験がありながら、業務の困難さについてこの類型を分けているものでございますので、災害時における専門の資格を持った方が、例えば一例として申し上げていますよ。災害時に専門性のある方を雇用し、そして、困難な業務もその都度都度違いますので、困難さに応じた雇い方がここで分類されているということを申し上げております。それを上峰町としてどういう人を雇用するかというものを、今現在この条例の提案の中では想定しておりませんので、ここですっと回答ができないところを御容赦いただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

それでは引き続きですね、特別の事情により、その給料月額を同表に掲げる4号給の給料月額にその額と同表に掲げている3号給の給料月額との差額に1から各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができるということで、第7条の2項の1から4までの給料表プラスというか、先ほど説明があった、極めてということで、それでは、上はちょっとこの文言からすると、妥当な線というのがちょっと見えてきませんので、そのあたりの説明をちょっとお願いしたいと思います。

○総務課副課長（坂井公範君）

第7条第3項に規定しています給与の上限という御質問かと思えます。

第7条第5項にて、「予算の範囲内で行わなければならない。」と規定をしているところでございます。これにつきましては、ほかの地方公共団体についても同様の定め方をしております。予算の議決をもってですね、議会のほうにお諮りをするという流れになろうかと思っております。

あとちょっと別で、国ですね、一般職の任期付職員については、上限が定められているものもございまして、そちらについてはですね、指定職俸給表の8号俸ということで、一番高い給料が事務次官とかの給料表が限度ということで国は規定をされておりますが、地方公共団体につきましては、ちょっと私が調べた限りでは、予算の範囲内というふうな定め方が多数でございました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

そうですね。私が言いたいのは、やっぱり上限を設定しとかなないと、そのときの任用権者によって、ちょっと判断が難しいことになると思うので、その辺は上限が必要かなということでこの質問を出したわけなんですけど、その点についてまた再度お答えをいただきたいと思います。

○総務課副課長（坂井公範君）

実際その給料の額につきましてはですね、こういった職種かによってもかなり変わってくるかと思えます。例えば、弁護士さんにつきましても、経験のかなり多い方とかですね、なられたばかりの弁護士さんではやはり給料が違うような形になりますので、そこら辺については、その都度検討するしかないのかなと思っております。

あと今、東北のほうで震災の後に工事関係の設計とかで、任期付の職員がたくさん雇用されておりますが、そういった、例えば、災害とかに対応する場合は、ある程度他自治体とも

足並みをそろえないとですね、職員の確保等は難しいかなと思いますので、その辺での調整が必要かと考えます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

これお尋ねでございますが、1号議案についてですね、1月31日に一括上程がされました。その中で同僚議員からの質疑があつて間違いがあつたということでございました。この資料は早めに議員の自宅にお届けをいただいております。これは差し替えるということなのか。だとするのならね、説明不足だよ。これは間違いですから、執行部のね。これはきちっとしたルールにのっとりたところで差し替えをお願いしますという議員の皆さんの理解が必要になると思います。それが1点と。

それから、議事録は扱わんでいいの。今日審議していることはきちっと議事録に残ります。1月31日の議事録も整合性取れるかなという感じがする部分があります。だから、これが正解だと僕は思うんですよ、これがね。そうしますと、1月31日だったですかね、そのときの一括上程した中での説明等の整合性どうなるのかなと思いますので、議事録は扱う必要がないのか、このままでいいのかどうか、2点ほどちょっとお尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

議会運営委員会で訂正をする旨で御理解をいただいたということで、訂正請求を先ほどさせていただいたという認識です。それは議会運営委員会の中でそのようにお決めいただいたというふうな理解をしております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

確かに町長言われるように議運の中でそういった御説明をいただきました。しかし、議事録の話は出ていませんもんね。だから、本議会で上程したら、それは生きているわけね。だから、中身についてこういった問題については議運の中で議運の皆さんは全部理解をされました。しかし、私が質問しているのは、議事録は扱わんでよかですかとお尋ねしよつとですよ。

○町長（武廣勇平君）

訂正請求をすることに議運の中で決まったというふうなことから、差し替えということではなく、訂正をするというふうな理解でございます。

○7番（吉富 隆君）

議事録の問題はどうですかね。だから、やっぱりね、書類を頂いてこれを読みますと、なるほどなということで、これはこれとして僕は理解しています。ただ、議事録の関係が出

てくるので、それはそのままでもいいですかと僕は聞きよっと。3月定例会の前に議事録ができてきますから。もう議員の皆さんもですね、議事録は読まれるんでね、もうそこら辺は執行部としてどのようにお考えでしょうかと。抹消をする分があるとするなら、この臨時議会で抹消しとったほうがいいだろうと僕は思うからお尋ねしてるんです。

○町長（武廣勇平君）

議会運営委員会でこの議案の訂正をさせていただくという旨で理解しておりましたので、議会運営委員長が申されますように、差し替えということであれば、そのように従って行くだけでございますし、訂正でなく差し替えということであれば、議事録削除ということではなく議案の撤回等をさせていただくと。これはもう議会のほうで御判断される話でございますので。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、町長言われるようにね、差し替えであろうとなかろうと、こういう文書が来たならですね、間違いを修正するということは議運の中で決まっていますので、理解しています。しかし、1月31日の一括上程の中で説明は頂いております。その中で発覚したのは、この誤りがあったということなんですよね。それから、そういう請求は議運の中で町長出されていますので理解しています。ただ、議事録に残っている部分があるんですよ。だから、それはこのままでいいですかと。議運の中では議事録の話は一切出ていませんので、これは31日に開会して10日間延んでいるわけですよ。だから、そこら辺が修正をせんでいいということであればいいですよ。ただ、お尋ねをしているんですから、議事録について。

○町長（武廣勇平君）

これはちょっとお言葉を返すようだけど、議会側に我々としては、文言の発言の違いについては、例えば、議員さん方も数字の間違いについては、もといということで訂正入れて訂正されているということがこの不文律になっておりますので、そのような取扱い方をすると同時に、訂正部分について削除については、議会側に私どもは何も申し上げておりませんので、調整の中で訂正する形というものを決めいただいたという認識でございます。

○7番（吉富 隆君）

私は議事録の話をしているんですが、議事録ができてきてからはですね、これは修正できませんので、議事録は。今日、閉会を宣言を議長がされたら、議事録の調整はできませんから、後で勝手に変えるということは一切できませんよ、これ、議事録は。だから、議事録を修正する部分、カットする部分があるとするなら、しとったほうがいいんじゃないかと僕は言いよっとですよ。全体的に町長が言われていることは理解してるよ。で、議事録の話は一切議運の中でもしてないんでね。

○町長（武廣勇平君）

だから、それは執行部というよりも議会内でまさに議運の中でしょうか、お決めいただいたらそれに従うだけでございますので、我々としてはこういう文書、提出上程案件についてミスがあったことを深く陳謝し、その取扱い方については、議会内で協議いただければと思います。時間はございますので、ぜひ御協議いただければというふうに思います。

○7番（吉富 隆君）

今、町長の答弁ではですね、議会で協議をしてくれというようなふうに僕は認識をしたんですが、僕が言っているのは、議員の一人として、議事録はこのままでいいんですかという行政にお尋ねをしているんですよ。いや、このままでいいということであれば僕はこれ、質問を打ち切りますから。

○町長（武廣勇平君）

私どもとしては訂正でよいという理解を確認をしたところでございました。

○7番（吉富 隆君）

この中身の誤りについては訂正で理解を僕はしてると言っているじゃないですか。しかし、1月31日の開会のときに一括上程されて説明を補足説明も受けています。そういったことについてですよ、その議事録は残りますので、その議事録は扱わんでよかですかと言います。

それと、今これが正解ということで理解していると、議事録が出てきたときに整合性が取れない可能性があるんでお尋ねをしよるわけですから。

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください。ちょっとこのままだったら水かけ論でちょっといつになるかわかりませんから、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。ここで休憩します。

○7番（吉富 隆君）

議長、ちょっと待ってくださいよ。傍聴人もおられるんでね、簡単に暫時休憩はいかがなもんかと僕は思うんですよ。

○議長（中山五雄君）

このままじゃ終わらないと思ったから、暫時休憩をして結論を出したいと思ったわけです。

○7番（吉富 隆君）

あのですね、単純な質問をしているわけですよ。修正は議運の中でもいいということで認めてますので、これはいいじゃないですかと。しかし、1月31日に一括上程されて説明を、補足説明が抜けています。それは議事録に残ってくるので、そこは扱わんでいいんですかという単純な質問じゃなかですか。

○議長（中山五雄君）

だから、その辺の話をしますから、暫時休憩をお願いしとります。いいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

休憩。

午後２時９分 休憩

午後３時１５分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

議案審議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○２番（大川徹也君）

私は上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する規則の中で、まず１つ質問をいたします。
第５条です。特定任期付職員の業績手当という項目です。

「条例第７条第４項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第２項又は第３項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。」と。

特定任期付職員が採用された場合、この業績手当というものは、この第５条にあるように、特に顕著な業績を上げたかどうかで決まるということで理解をするんですけども、この顕著な業績を上げたかどうかというのは、誰がどのように判断するのか、そういう想定はなされてあるのでしょうか。

○総務課副課長（坂井公範君）

規則第５条の業績手当の判断基準はこちらに書いていますとおりでございますが、ちょっと条例のほうに戻りまして、条例の７条４項に規定がございます、７条４項を読み上げますと、「任命権者は、」ということで始まりますので、任命権者が特に顕著な業績を挙げたと認められる場合ということになります。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

いや、これはちょっと何かすごく限定的な読み方をされて誤った認識を広める答弁でしたけれども、最終的にはそうです。任命権者の判断になりますが、これは当然、人事評価もされるわけですね。組織として、特に顕著な業績を上げたかどうかということをやちゃんと組織的に把握し、手続を踏んだ上でですね、決裁するという意味で理解していただければと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

今、総務課副課長及び町長より答弁をいただきましたが、私の質問がもう少し深いところについて質問をさせていただいていて、今回こういう高度な知識、技能を有する職員を採用するに当たって、給料表が第1号から4号まで、378千円から4号の541千円まで、それなりに高いお給料だと考えられます、一般的に言えば。そういう方々を任用する必要があるというのは、そういう事態であれば、それはもう当然のごとくであると思うんですが、同僚議員の質問にもありましたように、そういうものが想定を特にはまだされていないけれども、こういう法整備を先にやって、そういう受入れの土台をつくっておきたいというのが執行部のお考えだというふうに認識をしているんですね。

その中で、それは当然理解ができることでもありますし、反対は何もしないんですが、こういう条例をまた規則まで今回整備をしておられますけれど、もう少し具体的な決まり事です、ね、号給表を決めるに当たっても、また、こういう12月に、いわゆるちょっとボーナス時期の業績手当、一般職で行政職であれば、6月や12月になれば当然のように賞与が入ってくるような形ですが、このような特定の任期付職員さんに当たっては、そういう当然に入ってくるものではなく、特に顕著な業績を上げたかどうかということで判断されるということでこの条例規則では書いてあるようにちょっと認識をします。

そんな中で、そういう決まり事についてももう少し詳しく方針をルール化しておけばですね、私、いろんな論争が起きなくていいと思っているんです。つまり、誰が見ても納得できる、そういう働きをなさっているということが、やはり今回特別にそういう任用する方が出られた場合には、やはり注目されることだろうと思いますので、そういったところの整備がまだであれば、もう少し突っ込んでそういうところに、細則についてお決めになってはどうかという、ちょっと提案も含めてです。

○町長（武廣勇平君）

だから、これは何か我々が恣意的に、ある特定の任用を前提に提出している条例ではございませんで、広く日本全体に、1,700ある自治体のうち今回見直された会計年度任用職員の制度を受けて、働き方として多様化している側面がございますので、それを受け、条例をこれまでの各自治体、あるいは国、あるいは全国町村会が示したモデルに基づいて提案しているものでございます。

よって、この条例の細かな部分を決めてないということであれば、ちょっとどの部分か申し上げていただきたいと思いますし、先ほどから申し上げておりますように、原議員の御質疑でもございましたけれども、上限について国の一般職任期付職員については設けているということで、やり取りの中で、それが明らかになり、規則の第10条を見まして、町長が別途定めることができるようになっておりますので、この点は告示で具体的に示さなきゃいけないという思いが生まれましたので、これは私の裁量で告示行為としてですね、何らかの対処、

上限を国と同様の基準を設けていきたいと思いますが、それ以外に何か具体的細かな部分で整備がされていないということであれば、具体的に御指摘をいただければと思います。

○2番（大川徹也君）

今、町長答弁にありましたが、恣意的に自分たちが何かしら目的を達成するためにこの条例をつくったわけではなく、これはもう全国の標準的な条例ですよということを今答弁をいただきまして、それについては確かに存じ上げております。

ただ、私が申し上げたいのは、もっとこう、深いところで、恣意的に取られかねないような、そういう結果になることを心配しているので、やはりこのような決まり事について、例えば、顕著な業績を上げたかどうかというのが多岐にわたる分野だとは思いますが、その、この顕著な業績がどういったものであるかというのの標準的な決まり事ですね、それをお決めになって、そして、誰が見ても、あ、そうだねと理解ができるようにするというのが望ましくないかということを質問しております。

○町長（武廣勇平君）

ごめんなさい、それをだから、人事評価で評価するということでございます。人事評価というのは、特定の一部の任用者がこの当該職員に対して、昇給、昇格等をできるような制度ではございません。やはり組織の目標はもちろん評価される、上等等から評価される一面もありますけれども、個人の目標、また、職場環境内での評価というものも反映されるわけがありますので、御懸念の顕著な業績が任用者によってですね、恣意的に評価されるという懸念はないものだと思いますが、この点について、もうちょっと人事評価制度について御理解を深めたいのであれば、担当職員から答弁をさせます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

1点だけ質問させていただきます。

私は行政の空白は許されない、それと、スムーズな行政、それと、きめ細かな行政をやってくるためには、この条例というのは私はいいいことだと思っております。そういう前提のもとで質問をさせていただきます。

この条例の中で高度な専門的な知識経験、また優れた見識とかありますけれども、特別なそういう知識を持った人、経験のある方、こういう人たちの、例えば、どういうものがあるんだろうかなと自分では思っていますけれども、私も行政のことはよく分かりませんけれども、具体的に、1つ、2つでもあったら述べてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

私が以前ですね、この一般職任期付職員について、他自治体はどのような——これは平成

14年からの法律でございますので、もう事例もたくさんございます——で、調べたところを申し上げますと、例えば、町税関係等と言いましたら徴税業務、医療関係でいきますと、臨床検査技師、薬剤師、健診委託に関する業務でいきますと、医師、歯科衛生士、助産師、看護師、臨床心理士、作業療法士、保健師、福祉関係でいきますと、保育士、保育補助業務、あるいは障害のある児童・生徒への介助業務、給食調理員、社会福祉主事、国民健康保険推進員、もう本当に多岐にわたってございます。まだまだ全部申し上げると、50、100というふうにそれぞれの自治体で定めておられますので、自治体の大きさによってサービスのきめ細かさも違いますから、また、その首長の判断によってどこに重視していくか、自治体ごとによって違いますので、この任期付職員というのはかなり幅があるんじゃないかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに。

○5番（田中静雄君）

かなりの多くの専門的な知識を有する職務といたしますかね、そういうふうな説明がありました。分かりました。

私はそういう方々を再雇用するということは私はいいんですけれども、関連としてですね、そういう方々が在籍中に部下を指導していく、これが最も大事じゃなかろうかと私は思っています。

例えば、私は民間育ちですから民間のことを言いますと、特別な方というのはですね、その会社の何かを研究するとか開発を進めていく、そのために、そのキャップになるような人がぼんと抜けてしまったらその開発が中断してしまう、そういう場合は再雇用があります。だけど、行政の場合はそういうことでもないだろうと思いますけれども、教育が、部下を指導していく、退職される方の技量、これを部下に指導していく、自分のノウハウも伝えていく、そういう雰囲気は私は一番大事じゃなかろうと思います。

そういう面からいくと、今、上峰町のそういう部下の職員の人たちの指導というのは、具体的にはどういう指導の方法がなされているのか、お伺いをいたします。

○副町長（森 悟君）

今、部下の指導という御質問でございますが、先ほど町長申しましたように、人事評価制度というものを当町でもほかの自治体同様、採用しているところでございます。

その中で、それぞれの上司、一般職であれば、係長、そして副課長、そして課長ですね。そういったものがそれぞれの項目ごとでございます。まるっきり同じものでございませんで、そして、それも客観的な判断基準というのがございますので、そこは業者も入れながら、毎年その研修会も行っているところでございます。

そして、その中で指導等、必要なところがあるということでございましたら、都度都度に

ですね、しっかりした指導を行う。そして、そこは多目的な多岐にわたる判断項目がございます。チェック項目がございますので、そこはしっかりと対応していくというような仕方、そして、それがその業間の指導及び来期につながる指導、改善項目、そういったものにつながっていくものだと思ってございますし、他の自治体同様、当町でもそのような制度を取り入れているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほど同僚議員から質問があったもので、業績手当について質疑を行いたいと思います。

今回、この業績手当ということで先ほど町長からも回答がありましたけど、人事評価に基づいて出すものだと、当然のことだと思いますが、通常この特定任期付職員を採用するに当たっては、その方が持っている専門的な知識経験、識見の度合いで従事する困難さというのを勘案して採用されて給与額を決められるわけですね。そしたら、その中には当然、期待された業績というものが、大きいものも小さいものも含めてあると思うんですけど、今回ということで、業績手当が支給されるに当たっては、特に顕著な業績ということでありますので、人事評価に基づいて、それが業績がそんな芳しくなかったりすると当然支給されないということもあり得ると思うんですけど、その点についてお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

仰せのとおりだと思います。特に顕著な業績というのは、恐らく我々が具体で想定しているものでなく、この制度上想定されたものはそういう理解の下ですね、判断がなされると思います。

例えば、ヘルスケア分野において、ソーシャル・インパクト・ボンドみたいなやり方が昨今はやっております。健診率を上げるために業務委託料を組んでいますが、健診率の目標を達成した場合にその委託料が支払われるというようなことが任用においても制度として担保されている、そういう理解でおりますので、顕著な業績というものをその組織としてどのようなプロセスで決められるかはそれぞれの自治体によるものだと思いますけれども、その業績を上げられた場合はその給与が増額され、達成できなかった場合はその達成は未達成だということで、通常の示された号給に基づく給与がなされるものだというふうに思っております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

採用に当たってはということで、本人さんが持っている職種じゃなくて、職能ですね――

は採用されると思うんですけど、達成した場合は業績手当が出されると。期待された業績以下の場合は、当然、減額ということにはならないと思いますけど、そういったのと同様な考えというのはちょっとないのかどうか、お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

同等な場合というのがちょっとよく分かりません。業績手当を支給しない場合があるということでしょうか。それであれば、あると思います。支給しない場合は、顕著な業績をどのようなプロセスでその組織が定めるかは別としまして、その達成が、目標が達成できなかった場合は、業績手当が支払われないということはあると思います。

○3番（原 直弘君）

すみません、ちょっと言葉足らずだったんですけど、当然、一定の顕著な業績ということが上がったときには業績手当が出されると。しかしですよ、採用に当たっては、給料の格付が当然考慮されて採用され、給料を決められていると。その中で、それ以上の功績残した人には業績手当なるものがあると。しかしながら、そしたら、期待された業績以下の場合ですね、例えば、次年度に対してですよ、その度合いはやっぱこう、見込んだよりも低かったということで、また改めて給料の減額とか、そういうのがあるのかどうかをちょっとお尋ねしたかったんですけど。

○町長（武廣勇平君）

給料の減額とこの業績手当の支給をするかどうかというのはまた別の議論でございますので、給与の減額はあり得ないというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

そしたらですよ、これはちなみに、業績手当なるものは特定任期付職員にあるわけですね。そしたら、現在、一般職として採用されている方については当然ないわけですよ。そのちょっと比較というか、差というか、そういうのをどう考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

この一般職の任期付職員と通常の、いわゆる常勤職員ですね、この違いということで、総務課から答弁させます。

○総務課副課長（坂井公範君）

ちょっとまず、説明するあれもないかと思いますが、一般職の常勤につきましては、任期の定めがないということでございます。任期付職員につきましては、第2条の第1項及び第2項、それから、第3条の職員につきましては5年、第3条につきましてはですね、例外を適用して5年、第4条につきましては3年という任期になるかと思います。

あと、給料表とかですね、一般職とちょっと差異がありますが、第2条第1項の職員についてがかなり差がございまして、まず、手当関係でいきますと、通勤手当、それから管理職員特別勤務手当、それから期末手当、業績手当のみとなります。一般職の常勤がもらっています勤勉手当等、それから、時間外勤務手当等はございません。そういった違いがございします。

あと、採用につきましてが、第2条1項、2項につきましては、選考により採用ができることとされておりますので、今、採用方法につきましてもですね、一般職の常勤につきましては競争試験を採用しておりますので、そこら辺のちょっと違いがございします。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと今は処遇の違いを言われましたが、そうした処遇の違いが生まれるような属人的なものでなく職制の違いだというふうに理解していただくことが正しいのではないかというふうに思います。専門性が高いということにしても、何をもって高い専門性かというふうに考える場合に、例えば、法律の分野でいけば、弁護士さんは専門性が高いと言えるわけですが、それが人によるものでなく、職に当たるもので違いが生まれてくるのではないかというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

このたびの上峰町一般職の任期付職員の採用に関してなんですが、町長の前半の答弁の中に、一般職員のほうから、例えば、大学に行って専門的な、学びたいと、そこで休職、もしくは退職をする。そうすると、欠員が出る。このときに、私としてはこれはお願いなんですが、もちろんそのようにされるだろうということは期待はしておりますが、この任期付職員が必要であるかどうか、会計年度職員でもいいのか、そういったことについて適宜、採用の中身は精査して、そして、本当にふさわしい妥当な職員採用についてお願いしたいと思います。

というのが、今回の任期付職員採用というのは、先ほども申しましたように、金額も給料月額も高額です。私たちの町で扱うお金というのは、町民のお金であったり、税金であったり、法人の税金であったり、地方交付税交付金という他の都道府県の皆さん方の法人等のお金を地方にあてがっていただいたりとかして本当に国全体のお金です。それを本当に無駄なく有用に使うために、このような採用をする際には、こういう採用の種類についてはよくよく精査し、単に欠員が出て穴が空いて、任期付職員採用をこの制度を利用すると、単にならないような、そこについてはもう重々よく精査して検討していただくことを望みます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は。

○2番（大川徹也君）

そうですね、もちろん公平公正な立場でいるのが執行部ですから、私が言ったようなことは重々考えてはおられると思いますけれども、では改めて、町長のほうから一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど例示しました職員が、例えば、大学で勉強を、大学院で勉強したいという思いがあった場合、勉強することをちゃんと制度として、県もちろんですし、他市町も整備をされておられます。もちろん無給ですが、その期間は。で、その後、例えば、イノシシの駆除に従事されている方がそういったイノシシの専門的な学習をしたいということに応えられる制度を設け、11月15日以降の猟ができる期間に入ってですね、その場面だけ上峰町をほったらかすことができないからしっかり対応したいと思われるのであれば、それは短時間の任期付職員としてですね、勤務が可能な状態にすることは、やはり専門性を高めるために職員の職能の向上を我々で応援するという制度として必要だろうという例示で言いました。

よって、何か社会通念を超えるようなね、そういう給料をですね、その人に与えるためにわざわざこういう制度を設けている懸念があるとすれば、それは一切ございませんし、そうしたことは認められないというふうに思います。

よって先ほど、上限のない専門性の高い、そうした任用について上限がないじゃないかという御指摘がございましたので、これは国に準じて、規則の10条に、町長が別途定めることができるように書いておりますので、告示行為の中で別途定めていくことをお伝えしたところでございました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

条例第5条です。

この中で任期の特例ということでありますけど、この文言をそのまま解釈しますと、第4条について、短時間勤務職員の任期ですね、この分はここに含まれなく、法で言いますと3年以内ということになるかと思いますが、それで間違いないかどうか、確認をしたいと思っています。

○総務課副課長（坂井公範君）

議員御指摘のとおりでございます。第4条については3年以内という形になります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほど第4条については3年以内ということでお伺いしましたが、まずもって第4条、前条ですね、第3項の第2号、育児休業等に関する法律の中で、地方公務員のもので、これは小学校就学までの期間、上がるまで5年ないし6年ですかね、その分について休めるようなことになってるんですけど、それは含めないで、あくまでうちの分は第4条含めてないので、3年ということでの解釈ということよろしいか、再確認をいたします。

○総務課副課長（坂井公範君）

議員御指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結いたします。

次へ進みます。

日程第2 議案第2号

○議長（中山五雄君）

日程第2．議案審議。

議案第2号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

今回の議案第2号については、当町が、ふるさと納税寄附金が予定より多く集まり、そのために返礼品として出す、その事業者、返礼品を取り扱う事業者を支払う分の報償費が最初の予定より不足したから、今回、臨時議会で上程したというふうに認識を、そういうふうに理解をしております。これは、上峰町に寄附金がたくさん集まるということは財政上本当に喜ばしいことだと思います。

そして、私が今回質問するのは、常々私が議会議員としてこの場に立たせていただいて申し上げていることですが、金額については分かります。金額だけは分かるんですけども、例えば、9月議会で申し上げましたように、小城市の議会のように、具体的な資料の要求に対してその資料を出してくれるような、そういう上峰町であってほしいと思っているんですね。

というのが、具体的にはですね、例えば、小城市の場合は年度をここでどのくらいの寄附

金が集まったかというのはもちろんなんですが、こういった中身の精査、詳細まで記した資料が配付される、資料要求に応じて配付をされるんですね。つまり、例えば、上峰町ではこういうものが人気があって、そして、そのものを取り扱う事業者までそこには記されてあります。そして金額まで、何個はけたかというか、何個返礼品として出ていったかと、そういったことまで具体的なものが出てきます。で、そういったことで、私たちはふるさと納税寄附金について正直その詳細が分かっていない状態ですので、理解を深める一助になります。だから、それを見たから私たちが何かを、理解をすること以上に何かができるかというのは今のところわかりません。しかし、まず知るところから始まると思います。

よって、今回も金額的に幾ら必要かということについては分かるんですけども、例えば、今回、上峰町が一時的にふるさと納税制度の再審査を待つまでの4か月の間だったでしょうか、この制度が利用ができないというちょっとしたペナルティーを受けたんですけども、それはこういう理由でした。上峰町は気前よく返礼品のボリュームですよ、例えば、10千円寄附を受け入れた方々には、例えば、牛肉が、国産牛が何グラムとか、そういうふうなもので人気を博していました。で、上峰町が今回3割地元産で、かつ寄附金額の3割以内に返礼品を納めるという総務省の改善、その通達に、新しい制度に従うということを示し、そして、総務省がそれを認めたから、またこのふるさと納税制度に参画できるようになりました。

そうすると、単純に考えると、上峰町が約5割ぐらいだったと思います、返礼品の割合が。今回は3割になったということで、単純計算すると、同じ寄附金額が集まったとしても、上峰町に残る金額は多いはずだというふうに理解するんですね、単純的に考えると、普通に。ですから、そういったことも、こういう書類で、資料で確認をしたいんですね。それは、私たちに知る権利があるんじゃないかと思います。よって、それはもちろん、すなわち町民の皆さん方にも分かるということです。

このように具体的な、小城市が資料を出すように、上峰町もそのように私たちの要求に応じて出すことはできないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと議案の内容と大分飛躍があると思いますが、我々が情報公開について積極的でないという御指摘かもしれませんが、これは議会の議長様も手続を経て資料請求をしていただければ、公文書として残っているものについてはしっかりと提出するということで、これは何度も議員の皆様方にお伝えをしておりますし、議会の理解を得ているというふうに思っておりますけれども。なぜかと言いますと、議員本来には請求権はないんです、資料の請求権は。よって、議会というのは全て合議制の意思決定機関ですので、必ず議会には所属委員会があり、議長様を中心とする議会がある。その中で、一部の議員さんから言われたからといってそのまま公文書が渡るような、こういう情報が載ったものが渡るような状況はつくりません。ですので、議会としてしっかりと、所属委員会、ないしは、議長の命で資料を請求さ

れば、私どもが存在する、保持している公文書については提出するということは申しました。今回の提出議案とちょっと違う答弁になりましたけれども、情報、資料請求権に対する答弁としては以上でございます。

○議長（中山五雄君）

大川議員、質問の趣旨がですね、資料要求の件ではありませんから、その辺を考えて質問をしてください。

○２番（大川徹也君）

資料要求が主目的のようなちょっと質問に取られたのならば、私の説明不足だと思います。

今回、この上程議案を承認をするに当たって、その条件として、そのようなことを望みますということを私は申し上げております。今、町長答弁にあったように、議員個人からの資料要求に応えるものでは制度上ないということについては勉強をさせていただきました。議会としてあげるものであれば、それは受け入れると、その資料の要求はまずは受け入れると、でも、出すか出さないかは別だけれどもと、そういうのが今までのやり取りの中で私が認識しているところです。

で、今回、このふるさと納税制度については、私個人的にはかなり関心を持っている分野でして、それについては、３月議会から幾度となくそれについてはお願いをしてきております。

今、町長の答弁を伺うに当たっては、今回そういうふうに議会として資料を要求するならば出しますよということで、今答弁をいただいたように認識したんですが、それは私が今、小城市の例を具体的に挙げて申し上げましたが、そのような形で出していただけると理解してよろしいのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

情報公開、公文書の資料の請求については、何度も申しますが、各種それぞれの所属委員会、あるいは議会からの要請に従って我々が公文書として保持しているものについては開示していきたいと考えてございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第２号の質疑を終結いたします。

次へ進みます。

日程第３ 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第３．討論・採決。

議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして会議を閉じます。令和2年第1回上峰町議会臨時会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午後3時58分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上 峰 町 議 会 議 長 中 山 五 雄

上 峰 町 議 会 議 員 吉 田 豊

上 峰 町 議 会 議 員 田 中 静 雄